

入院時の食事の係る標準負担額 (1食につき)

一般 (70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額 (1食当たり)	
●一般 (下記以外)	●一般 (下記以外)	490円	
	(例外1)	●指定難病患者	280円
	(例外2)	●精神病床に1年超入する患者 (*1)	
●低所得者 (住民税非課税)	●低所得者II (*3)	●過去1年間の入院期間が90日以内	230円
		●過去1年間の入院期間が90日超	180円
該当なし	●低所得者I (*2)	110円	

注 食事療養費の額が標準負担額に満たない場合は、当該食事療養費の額を徴収する。

*1 2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神病床に入院している患者

*2 低所得者I ①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給者

*3 低所得者II ①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者I」以外の者